

平成29年6月5日

答申第782号

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「FMにおける定時ニュースの放送目的について」と題して、「① R1との同時放送による定時ニュースが、FMでは一日3回放送されているが、災害等の緊急時でもないのに、N響定演やNHK音楽祭等の生演奏会の為に不規則に休止となり、編集権が乱用された結果『放送番組時刻表』が忠実に執行されていない。28年度の休止回数と何の為にFMでも定時ニュースを放送しているのかその目的が知りたい。② 音楽演奏会とNHKの必須業務である定時ニュースどちらが重要なのか知りたい。③ FMでこの定時ニュースを毎日聞いているリスナーにとり、この休止の結果憲法第21条で保障されている国民の知る権利が奪われている。視聴者の為にこれをどう担保されているのか知りたい」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書はいずれも存在せず、開示することができないとした。

なお、①のうちの「28年度の休止回数」については、平成28年4月から29年1月までにNHK FM放送番組時刻表に記載のある「N響演奏会」等による休止回数が、夜7時のニュースは33回、正午のニュースは1回であること、①のうちの「何の為にFMでも定時ニュースを放送しているのかその目的」、②、および③については、NHKとしてのFM放送の位置づけ等について情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在しないため、開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いが妥当である。

#### 4 審議の経過

平成29年6月5日（第250回審議委員会）

第795号諮問、審議、答申